



北海道産銘木市(旭川市永山)

目次

- 1. 組合長あいさつ p1
- 2. 第49回 総代会終了 p1
- 3. 令和元年度決算関係 p2
- 4. 令和2年度事業計画 p3
- 5. 一般民有林がSGEC 森林認証を取得 p4
- 6. 地区別懇談会の質疑応答集 p5～6
- 7. 訃報 p7

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和2年3月末現在)

組 合 員 数	1,232名
森林所有面積	9,546ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合

代表理事組合長

小檜山

隆

春暖の候、組合員の皆様には、格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

去る2月の第49回総代会開催時は新型コロナウイルス感染症拡大で大変な中、総代のご出席を賜り提出議案が原案どおり議決されましたこと感謝申し上げます。

4月より旭川市に開校した「道立北の森づくり専門学院」には意欲溢れる34名が第1期生として森林づくりの玄人を目指して学びをスタートしました。今後、実践力を身に付け地域で活躍する人材となることを期待します。

さて、当組合における令和2年度森林整備予算は、公共・非公公共あわせて前年比107%の配分決定となりました。今年度、森林環境譲与税は前倒しで増額の方針が打ち出されており、譲与税と本年度予算を活用し

着実に森林整備を実施して参ります。その他、旭川市と比布町には地域の実情を踏まえ譲与税を活用した具体的な事業創設を提案したいと考えています。

森林組合の理解を図るため今年もタケノコ、しいたけ資材、薪の販売や森林環境教育として学校への出張講座、林地残材利用の講習会を木育マイスターを中心に継続して取組みます。東神楽町森林組合との合併は、引き続き協議を重ねて参ります。

最後に新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の悪化が懸念されますが、一刻も早く終息するよう願うものです。

役職員一同、組合の経営基盤強化財務強化を図って参りますので、組合員各位の一層のご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

第49回通常総代会を開催

令和2年2月27日、旭川市民文化会館にて第49回通常総代会を開催しました。



挨拶する小檜山組合長

当日、総代定数209名（欠員7名）のうち本人出席58名、委任代理人出席21名、書面決議87名、合計166名の出席となりました。議長に東旭川地区の菅野孝夫総代を選任して、上程された議案すべてが原案どおり承認、決定を頂きました。小檜山組合長は開会挨拶で、「新型コロナウイルスの蔓延で開催の中止・延期の選択もありましたが、延期をしないと開催出来るかわからない。令和2年度の事業が出来なくなる部分があり、本日総代会を開催させて頂きました。今年度、上川管内23市町村、13森林組合、素材生産業者、製材業者が



議長挨拶する菅野総代

構成員となり9月にSGEC森林認証を取得。この認証取得を機会に多くの自治体が「認証材」の利用を図り地域の活性化を担って頂きたい。今年度の森林整備は346ha、皆伐48haを実施。旭川市環境部と農政部でそれぞれに実施していたアライグマの捕獲業務は、4月から一括で当組合が年間受託し、増え続ける外来生物の被害対策に取り組みしました。森林環境譲与税がスタートしました。旭川市では環境税を財源とする民有林の新たな森林管理や民有林の整備促進のため地域林政アドバイザーを設置する事になり、当組合の森林施業プランナーが9月より林政アドバイザーとして体制支援を行っています。

森林環境教育活動は、木育マイスターによる指導で東神楽町、和寒町などの出前講座、小学校で森林学習支援としてマイ箸づくり、クリスマスリース作りの体験指導を行いました。今後も子供から高齢者まで森林とのつながりについての活動を進めます。

森林所有者アンケートを9月に実施し意見要望などを伺いました。すぐに出来る事や年次計画の組立の中で回答頂いた皆様の要望に添えています。

東神楽町森林組合との合併協議は関係機関の協力を得ながら定款等で

定める基本的な事項の協議を進めているところ。皆様に報告するまでには至っておらず、しばらくの時間を頂きたい。令和元年度の事業実績は事業総収益197,197千円、当期剰余金1,108千円、当期末処分剰余金5,356千円でした。

令和2年度の事業方針は、森林環境譲与税が倍增される話が聞こえ、森林整備予算、環境税を使って事業を行い、皆さんに還元できる動きを行っていくたい。

森林づくりを担う人材確保と労働安全作業の徹底を図り労働災害発生防止に努めます。

令和2年度の事業運営にあたり、組合員のご協力の下で役職員一丸となつて信頼される組織運営に努めます」と挨拶した。

来賓として、上川総合振興局上川南部森林室室長 濱田様、旭川市農政部森林整備課課長 松本様、旭川市議会林活連連会長 木下様、北海道森林組合連合会旭川営業所長 早坂様からご挨拶を頂き、このほか多くの来賓方のご臨席を賜りました。



総代会風景

議案

●議案第1号

令和元年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処分案）について

●議案第2号

令和2年度事業計画の設定について

●議案第3号

令和2年度賦課金の額、徴収時期及び徴収方法の決定について

●議案第4号

令和2年度内における借入金の最高限度額決定について

●議案第5号

令和2年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について

●議案第6号

一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について

●議案第7号

余裕金の預け入れ先の決定について

●議案第8号

各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について

●議案第9号

令和2年度役員報酬決定について

●付帯決議

議決事項中、権利義務に関与しない字句修正、その他軽微な事項については、組合長に一任されたい。

令和2年度事業計画

●運営の基本方針

- (1) 森林経営計画を着実に実行する為、本年度予算と森林環境譲与税活用しながら、森林整備を柔軟に進めます。
- (2) 本格的な利用期を迎えた人工林資源の皆伐に対し、組合員への利益還元に努め、伐採後の着実な再造林を実施します。
- (3) 林道等維持管理事業で路網整備と林道草刈を実施して参ります。
- (4) 森林づくりを担う人材確保と従事する労働者の安全作業の徹底を図り労働災害発生防止に努めます。
- (5) 森林づくりに対する市民、町民の理解を図るため、笹の平のタケノコ販売、きのこ講習会やクリスマスリース作りなどの森林環境教育は継続して取組みます。
- (6) 東神楽町森林組合との合併は、今年度も引き続き組織体制、財務事項、事業関係等を協議して参ります。
- (7) 次期系統運動の策定を進めます。

●指導部門

- (1) 新系統運動「森林・林業・山村未来創造運動」の実践及び次期系統運動の策定
 - (2) 造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
 - (3) 木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り）
 - (4) 森林認証の普及
 - (5) 山火事予消防と不法投棄防止の啓発
 - (6) 組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）
- ## ●販売部門
- (1) 集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員の経済的利益向上に努める
 - (2) 系統販売力の強化と経費の削減に努める
 - (3) 需要者ニーズを的確に把握し、生産性の高い皆伐を推進し事業量を拡大
 - (4) 薪の販売、特用林産物の販売
 - (5) 公共工事用土木資材「O&Dウッド」の取扱

●森林整備部門

●森林整備事業

- (1) 森林経営計画を基本に森林整備事業の予算確保と活用で、造林・下刈・枝打ち・除間伐事業の実施

森林整備計画

植林	47 ha
準備地拵	12 ha
下刈	179 ha
除伐	14 ha
枝打ち	10 ha
保育間伐	8 ha
利用間伐	117 ha
皆伐	50 ha

- (2) 民間事業体との連携を図り、効率的な森林施業に努める

- (3) 搬出間伐・下刈・植林に対し森林所有者負担を願う森林整備の推進に努める

- (4) 主伐地に対する確実な再造林を行い、造林未済地の解消に努める
- (5) 労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催しゼロ災害に努める

●利用事業

- (1) 林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む
- (2) 請負事業と市・町有林入札への積極的参加により事業量拡大を図る

- (3) 森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務

●購買事業

- (1) 造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋

- (2) 野鼠駆除剤の斡旋

- (3) きのこと栽培資材の斡旋（原木、ほだ木、各種菌）

- (4) 暖房器具の斡旋

●林地供給事業

- (1) 林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買

- (2) 森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋

●金融事業

- (1) 林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

- (1) 組織及び経営の体制強化を図るため、広域合併を協議検討
- (2) 林地流動化に伴う組合所有林の取得等について
- (3) 森林環境譲与税の活用方法の検討
- (4) 高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入

●固定資産取得計画

- (1) 建物・事務所建物内外改修工事500万円
- (2) 車両運搬具・林業機械の導入2,000万円

旭川市・比布町内の一般民有林がSGEC森林認証を取得



(取得した森林認証のロゴマーク)

上川管内の全市町村と森林組合、林業事業者など46団体で構成する「上川森林認証協議会」が令和元年9月に89,598haの森林認証を取得しました。

今回取得した森林認証は、「『緑の循環』認証会議SGEC」の認証です。

これにより旭川と比布で森林

〈森林認証とは〉

独立した第三者の審査機関（認証機関）が、適切な森林管理や、持続可能な森林経営が行

経営計画を樹立している一般民有林が認証森林となり旭川5,998ha、比布1,385ha、合計7,383haが認定されました。

われている森林及び経営組織などを認証して、それらの森林から生産された木材や木製品にラベルを貼り付け、消費者の選択的な購買（マークの付いた製品を積極的に利用すること）を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

とくにラベリングされた木材・木材製品の加工・流通に関しては加工・流通を行う者が、消費者の手に届くまでの各段階において認証木材・木材製品とそれ以外のものとは区別して取り扱う体制になっていることが認定の際の要件となっています。

いま国内の森林・林業基本法が「環境」というキーワードの盛り込まれた基本法へと大転換され、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐなど環境に配慮した取り組みが重要視されてきました。

クマにご注意下さい!!

山菜採りの時期となりました。
クマとの出会いに十分ご注意下さい。

【注意すべき事項】

- ①ラジオなど音の出る物で、自分の存在をアピールする。
- ②クマの行動が活発になる早朝、夕方は注意しましょう。
- ③一人での行動は避けること。

【もしもクマに遭遇したら】

- ・落ち着いて、クマに背を向けずにゆっくり後退して下さい。
- ・クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



山火事注意



林野火災の出火原因は、人為的な過失によるものが多く、ごみ焼き、たばこの不始末がほとんどです。4～7月は林野火災の発生件数が高く

危険期間：4月1日から6月30日

強調期間：4月21日から5月31日

となっています。

私達、一人一人が火の取扱に十分注意しましょう。

地区別事業推進会議の質疑応答集

2月3～7日に亘り各地区で開催した地区別懇談会の主な質疑とその回答です。尚、重複する質疑もありますが、御了承下さい。

●問 林地供給を受けることが出来る条件とは。

●答 林地購入者も森林経営計画に加入し、森林保育を継続することが条件です。

●問 父から相続したが、伐期の山がどの位あるのか教えて頂きたい。

●答 事業推進の際、個別に対応させて頂きます。

●問 親から相続したが、森林組合との関わり方がわかりません。山林を手入れするにはお金がかかるのですか。

●答 事業によって違いですが、補助金があります。間伐の場合、補助金と材代があり所有者に少しお返しできます。

●問 旭川市から山林に関するアンケートが届いたが、内容が良くわからない。森林組合に委託するのと、旭川市に委託するのとどちらが良いですか。

●答 森林経営計画に加入していない人工林を所有する方が対象

のアンケートです。出来れば森林組合に委託して頂きたい。

●問 賦課金は徴収出来ているのですか。

●答 未収も何件ありますが、連絡の取れない方です。

●問 新系統運動や経営計画など用語がよくわからないので、初心者向きの講習会を開いてほしい。

●答 年2回発行している広報誌



地区別懇談会 東鷹栖地区

の中で説明するか、講習会を開催するか理事会等で検討します。

●問 東神楽町森林組合との合併について、協議の進み具合を教えてください。

●答 基本事項の協議段階で足踏み状態です。まだ、皆さんに報告できる状態ではありません。

●問 東川町森林組合もまとめて合併してはどうですか。

●答 東川町森林組合から要望があるわけではないので、合併を進めていません。

●問 森林経営計画とは組合の計画ですか。個人の計画なのですか。

●答 個人の計画を取りまとめ、旭川市から認定を受けるものです。森林経営計画に加入すること、森林整備の補助が出るなどの優遇措置があります。

●問 皆伐後、植林せずに伐りっぱなしではいけないのですか。

●答 皆伐してから2年以内に植林しなければなりません。



地区別懇談会 西神楽地区

●問 森林環境譲与税について。

●答 林政アドバイザーの形で旭川市と連携して進めているところです。

●問 林道専用道維持管理事業について、組合で計画をして行っているのですか。個別の路線についても事業してもらえるのですか。

●答 組合に要望頂ければ、可能な限り対応していきます。

●問 昨年間伐して近くまで現地案内して頂いた。相続したが、場所も状況もよくわからない人は間伐や枝打の事業申し込みがわからないのではないか。

●答 所有する山がわからない方



地区別懇談会 江丹別・神居地区

も多くいます。組合から事業提案したり、現地案内などしていただきます。その際にはご協力お願いします。

●問 作業道に倒木があり通れないので片付けたいが、他人の土地に倒木がある場合、無断で伐つてはいけないのですか。また、組合で片付けてくれるのですか。

●答 土地の所有者に連絡してからの対応になりますので、組合にご相談下さい。

●問 王子製紙の名寄工場が撤退するとの話があるが、木材価格に影響するのですか。

●答 直接取引がないので、影響は無いと考えていますが、正確にはお答え出来ません。

●問 造林事業申込書に申したら今年出来るのですか。

●答 今年の事業は既に計画を立てていますので、直ぐには難しいかもしれませんが、今後の事業計画や推進の参考にさせていただきます。

●問 造林事業の申込について、どの様に申し込みたいのですか。

●答 所有者の事業要望というところで希望がありましたら記入して下さい。

●問 外国籍の方が山林を買っている話を聞きましたが、この地域や道内はどうなのですか。

●答 この地域でそういう情報は聞いておりません。

●問 下刈事業の所有者負担について。

●答 補助金精算後の所有者負担は下刈回数で変わりますが、ha当たり6,000〜12,000円。

●問 森林保険について、どのように保険を掛けるのでしょうか。

●答 樹種、林齢、面積、保険の掛け率によります。

●問 山火事予消防の啓発活動に

ついて、消防についても活動するのでしょうか。

●答 消防ではありませんが、昨年、東旭川で木に雷が落ちて火事の恐れがあるから伐ってほしいと依頼がありました。実際は伐らなかったのですが、山火事

の際は木を伐ってほしいという依頼も出てくるかもしれません。

●問 農地から山林へ地目変更を容易にできる様に国等に要望してほしい。

●答 道森連等に要望しておりますが、難しい状況です。

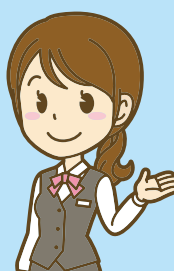
組合員各種届出のお願い

①相続、死亡等により山林名義の変更をしたとき

(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)

②自宅の住所・連絡先が変更になったとき

各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいますようお願い致します。



※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

【ホームページのURLについて】

【<http://www.a-sinrin.com>】

です。是非、ご覧ください。



PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 小檜山 隆
 従業員数 26名
 組合員数 1,232人
 森林所有面積 9,546ha
 出資金 93,110千円
 事業区域 旭川市比布町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: http://www.a-sinrin.com



計 報

(令和元年6月～令和2年3月末)



前旭川市森林組合 代表理事組合長 遠藤雅就氏(享年89歳)は去る3月25日にご逝去されました。

永年の地域農林業の振興に尽力されました功績に深く感謝申し上げます。

組合の役員として、永年に亘り組合の事業推進にご尽力をいただきました元役員 江丹別・神居地区の加藤藤市様と東旭川地区の菱沼信一様と高畑義三様が亡くなりました。また、現総代4名の方が、この1年間に亡くられました。

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(元) 役員	遠藤 雅就	令和二年 三月二十五日
(元) 役員(現) 総代	加藤 藤市	令和元年 五月二十三日
(元) 役員(現) 総代	菱沼 信一	令和元年 六月二十一日
(元) 役員	高畑 義三	令和元年十一月三十日
(現) 総代	後藤 幸次郎	令和元年 九月十二日
(現) 総代	宮崎 安史	令和二年 二月十九日

台風や集中豪雨、火災
 など万が一の災害に
 備えることができます。

保険金のお支払いの
 対象となる8つの災害



旭川市森林組合

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり